

## がん検診無料クーポン券の誤送付等について

### 1 概要

がん検診無料クーポン券（以下「クーポン券」という。）は、4月20日を基準日として住民票がある自治体から、子宮頸がん検診は当年度21歳になる女性、乳がん検診は当年度41歳になる女性へ送付する国の事業である。

クーポン券を受け取った方から、令和7年度に市外へ転出しているにもかかわらず旧住所に送付されたという問い合わせ〔5月29日（金）〕を受けて調査した結果、誤送付等が判明した。

### 2 原因

令和8年4月22日に市からクーポン券の作成依頼を受けたシステム運用業者が、システム管理会社に対して、4月20日の基準日に遡っての住民記録データ抽出の可否について確認したところ、システム管理会社が住民記録データの抽出なしにクーポン券を作成できる旨を誤って回答した。

これを受けて、住民記録データの抽出をしないままクーポン券を作成したところ、システムに残存していた前年度の住民記録データがクーポン券に反映されたもの。

○誤送付等の件数：355件

	未送付（転入者）	誤送付 （市外転出者）	住所変更 （市内転居者）
子宮頸がん検診	78件	97件	55件
乳がん検診	35件	29件	61件
計	113件	126件	116件

### 3 対応

- ・6月2日（火）未送付（転入者）へクーポン券を送付
- ・6月5日（金）誤送付（市外転出者）へお詫びとともに転出先自治体からクーポン券が送付される旨の文書を送付、また、市内転居者へお詫びとともに旧住所表記でも使用できる旨の文書を送付

### 4 再発防止策

市及びシステム運用業者並びにシステム管理会社の相互によるスケジュール管理とチェック体制の強化により、再発防止に取り組む。